



<http://himawari.nagoya/> Email:himawarisouzoku@yahoo.co.jp TEL/FAX075-802-0215

令和3年11月

選挙も終わり、岸田新内閣の誕生で政治の行方はどうなるでしょうか？コロナもとりあえず収まり、第6波に備えて医療体制などこれまでの経験から対策が急がれます。冷え込んだ経済を活性化させるため、さまざまな政策が打たれるでしょう。

遺言の活用法

相続では、通常は遺産分割協議という話し合いを行って財産の分け方を決めます。ただし、遺言がある場合には、遺言に従って行いますので、分割協議を行う必要がなくなります。遺言を上手に活用すれば、話し合いで決めるのが難しいことも実現できるでしょう。

公正証書遺言と自筆遺言証書

自筆遺言証書

財産目録をパソコン等で作成することができるようになりましたが、本文そのものは自筆でなくてはなりません。また通常は自宅で保管することから、紛失の可能性があります。ですが、法務局で保管する制度ができました。

公正証書遺言

費用がかかるから選択しないのであれば（多くの場合）残念なことです。特に不動産をお持ちの場合は公正証書にするべきであると思います。公証人が内容をチェックするので、法律上の不備がないものが仕上がります。相続の実務で過去に登記していない物件や、解体滅失してないもの、抵当権の設定があるもの、知らない人の名義資産など、結局はこれらのことを、正確なものにするために費用（調査、再測量など）がかかります。特に固定資産台帳（市役所）と法務局の登記簿とは一致しているかは確認しておいた方がいいと思われれます。

遺留分割合を把握

遺留分とは、相続財産に対する相続人の最低限の権利のことです。遺留分の割合は、通常は相続財産の総額の2分の1になります。

相続人が妻と子2人であれば

妻 $1/2 \times 1/2 = 1/4$ 子 $1/2 \times 1/4 = 1/8$ が最低限の権利

遺留分に満たない分の財産相当額は遺留分侵害請求として他の相続人に請求できます。

養子が増えると遺留分が減る

遺留分は相続人が複数いれば相続割合で計算します。したがって一人当たりの遺留分割合が少なくなるということです。

「相続させる遺言」は放棄できない。

相続人に財産を承継させる場合、遺言の表記としては〇〇を相続させると記載します。

遺言があっても相続人全員の合意があれば実務的には遺言を利用せずに、遺産分割協議を行うことが可能です。

寄与分対応として活用すべき

日々の生活の世話や介護など、ご自身の身の回りの面倒を見てきた相続人に配慮したいのであれば、積極的に遺言の活用を考えましょう。

お知らせ

専従者給与を支払われている方、法人で給与支払いのある方には年末調整の資料が届いていると思います。中の源泉所得税の納期特例の納付書は必要ですので、とっておいてください。また市役所より償却資産税の申告書が送付されてきます。決算をして資産の増減を把握してから、来年の1月に電子申告します。

生命保険の所得控除証明など保管しておいてください。

家族信託の組成に伴う費用については

1 概略の設計

2 組成の意思決定

3 関係する方々への説明とご理解をえる

4 信託契約書作成など「実務」を行う段階

5 信託組成後の継続的なフォロー

コーディネート契約組成で30万円（資産加算あり）不動産を信託登記の場合は登録免許税など

将来の介護費・後見費用と係る費用と資産の保全

相続対策の可能性など勘案して決めるべき。何よりも家族の理解が必要です。

気軽にお問い合わせください。

ひまわり相続相談室：075-802-0215 携帯 090-6671-9268 e-mailsakaitoshio76@gmail.com